平成２８年（フ）第２３号
青森県三戸郡階上町蒼前東３丁目６番地69、前住所北海道函館市深堀町13番１―302号ＮＥＸＴⅡ
債務者　戸来　太一
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台６丁目２番地の116
債務者　小原　章子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
秋田県鹿角市十和田大湯字上の湯２丁目37番地パルハイツ十和田101号、前住所秋田県鹿角市十和田大湯字湯の岱２丁目６番地大湯コーポ10号
債務者　湯瀬　信博
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１１号
宮城県黒川郡大和町吉岡南３―20―５ソレイユ106、住民票上の住所秋田県北秋田市米代町１番39号フィルコート303号
債務者　武石　光行（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第６６号
茨城県鹿嶋市大字津賀1764番地１、住民票の住所茨城県鹿嶋市大字奈良毛262番地３
債務者　若林　寿信（旧姓絹張）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１２号
茨城県行方市羽生848番地
債務者　助川　行廣
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１７号
茨城県鹿嶋市大字平井20番地74（ＡＲＣＡＤＩＡ　Ａ―101）、旧住所茨城県鹿嶋市高天原１丁目２番１号
債務者　橋本　正晴
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第５６号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番16棟404号
債務者　川田津多子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７３号
千葉県市川市大和田２丁目11番５号
債務者　尾沢　初美
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５８１号
川崎市高津区久末309番地８
債務者　三津谷紘康
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
長野県松本市開智２丁目３番13号
債務者　竹中　正行
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１９号
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井81番地の３ケアハウス飛騨川905号、住民票上の住所岐阜県下呂市金山町金山2277番地１　下村アパート201号室
債務者　髙村　綾子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１４２号
名古屋市天白区植田西２丁目1008番地　ルミエールサカイ306号
債務者　小出　信雄
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４０号
名古屋市守山区藪田町1305番地　コーポやぶた２―Ｃ号
債務者　渡邉　政昭（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４９号
愛知県春日井市大和通２丁目31番地　グリーンヒルＹＡＭＡＴＯ303号、従前の住所愛知県春日井市下屋敷町２丁目１番地１　シャトー春日井ウェスト102号
債務者　坂田　賢一
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８３号
名古屋市南区外山１丁目２番３号　アーバンフラット新瑞橋103号
債務者　林　　竜太
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部